

## SU18607 実践力\_不動産登記法Ⅱ

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
19	追加設定の要件の(注)	根抵当権追加設定契約が元本の確定前に締結されている場合には、当該根抵当権者の担保権の実行による差押登記の後でも、共同根抵当権(追加)設定登記を申請することができる。	根抵当権追加設定契約が元本の確定前に締結されている場合であっても、当該根抵当権者の担保権の実行による差押登記の後には、共同根抵当権(追加)設定登記を申請することができない。	18/11